

各位

平成 22 年 10 月 28 日
日本商工会議所国際部

10 月 1 日開催の「EPA 特定原産地証明書発給セミナー繊維産業のための原産地規則と申請手続きー基本と留意点ー」、質疑応答において、関心が多く寄せられた項目に関しまして、下記のとおりご連絡いたします。EPA の理解を深める一助にいただければ幸いです。

記

1. ベトナムにおける特定原産地証明書発給にかかる宣誓書について

日本で紡織をした生地（織物）をベトナムに輸出し、縫製した後、日本に輸入（持ち帰り輸出）をする場合、ベトナム側で特定原産地証明書を申請する際、日本での”1 工程”を立証する資料として「宣誓書」を使用することが可能との連絡を、ベトナム政府より受けております。これは、日本での 1 工程を証明するために、日本側で特定原産地証明書が発給することが困難（特定原産地証明書の発給には”2 工程”が必要）であることから、ベトナム政府が認めている様式となります。「宣誓書」の様式はベトナム政府が定めておりますので、取得方法等の詳細に関しましては、輸入者等を通じてベトナム政府の発給機関（ベトナム商工省[各地区の輸出入管理課]Ministry of Industry and Trade）にお問い合わせください。

2. Back to Back CO(連続する原産地証明書)について

日アセアン協定では、附属書四「運用上の証明手続」の第三規則パラ 4 において、Back-to-Back CO（連続する原産地証明書）を発給することができる旨規定されています。

Back-to-Back CO は、例えば、ある締約国（締約国 A）から輸出された原産品が他の締約国（締約国 B）を経由してさらに別の締約国（締約国 C）に輸入される場合に、経由国である締約国 B において貨物に対して何ら加工がなされず、締約国 A で得た原産資格が何ら変更しない場合に、締約国 B の原産地証明書の発給機関により発給されるものです。なお、締約国 B で Back-to-Back CO の発給を受けるためには、締約国 A で当該貨物に対して発給された原産地証明書が必要です。

経由国（締約国 B）における Back-to-Back CO の発給に際しては、対象となる産品に対して何ら加工がなされず、もとの原産資格を維持していることを何らかの形で担保し、かつこれを確認することになります。

貨物が一旦輸入通関されてしまうと、その貨物に対して何ら加工がなされていないことを確認することは困難となると思われませんが、Back-to-Back CO に関して、日アセアン協定上は、一旦輸入通関された貨物に対して Back-to-Back CO を発給するか否かを明示的に規定していないことから、原産資格の維持を担保・確認する方法は締約国によって異なります。

したがって、日アセアン協定に基づき Back-to-Back CO を発給するか否か、これを発給する場合の対象となる貨物の範囲、具体的な運用や手続きについては、各経由国の原産地証明書発給機関に個別にご確認ください。

なお、我が国において、日アセアン協定に基づく特定原産地証明書を発給するのは日本商工会議所ですが、我が国において貨物に対して何ら加工がなされず、当初の輸出締約国で得た原産資格が何ら変更していないことを確認することが実務上困難であるため、現時点では Back-to-Back CO を発給しないことになっています。

（特定原産地証明書発給申請マニュアル P88 より）

<本件担当> 日本商工会議所 国際部
Tel : 03-3283-7850
e-mail : tokuteico@jcci.or.jp